

令和6年度

**市民税
県民税 特別徴収事務の取扱要領**

特別徴収事務についての要領と必要な届出書をまとめてあります。
令和6年度の特別徴収事務を担当される方は必ずお読みください。
同封の特別徴収税額の決定通知書に記載されている従業員の方に退職・転勤など異動が生じた場合は、給与所得者異動届出書を速やかに提出してください。

— 目 次 —

◎特別徴収のしくみ	1	◎特別徴収納入書による納入のしかた	10
◎特別徴収事務の取扱要領	1	◎退職金を支払うとき	15
◎異動後の未徴収税額の徴収方法	3	◎郵便局の指定について	16
◎市民税・県民税の計算方法	4	◎特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書	18
◎給与所得者の退職・転勤など 異動が生じた場合の届出について	5	◎特別徴収への切替依頼書	19
◎給与所得者異動届出書の記入のしかた	6	◎給与支払報告書に係る 給与所得者異動届出書	20
		◎給与所得者異動届出書	21

三 条 市**総務部 税務課 市民税係**

955-8686

新潟県三条市旭町二丁目3番1号

電 話 (0256) 34-5529 (直通)

ホームページ <https://www.city.sanjo.niigata.jp>

本書に掲載の各種届出用紙は三条市ホームページからもダウンロードすることができます。

特別徴収のしくみ

1 特別徴収

市民税・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者が毎月給与を支払う際に給与の支払を受ける人（納税者）から市民税・県民税を月々徴収し、市に納入する制度です。

2 特別徴収義務者

特別徴収義務者とは、給与の支払をする際に市民税・県民税を徴収し納入する義務のあるもので、市長が特別徴収義務者として指定します。

3 特別徴収税額の通知書

「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」は、各納税者や特別徴収義務者に市民税・県民税の特別徴収税額を通知したり、特別徴収義務者として指定したりするためのものです。

なお、納税者の特別徴収税額に変更が生じた場合には「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、その後の月割額は、変更後の月割額により徴収し納入してください。

4 特別徴収の範囲

令和5年中に給与の支払を受け、かつ令和6年4月1日現在において引き続き給与の支払を受けている人に対しては、特別徴収の方法により、市民税・県民税の徴収をしなければならないこととされていますので、御協力をお願いします。

なお、この通知書に記載されている税額は、一般的に給与所得に係る所得割額、均等割額及び森林環境税額（国税）の合計額ですが、所得税の確定申告書等により給与所得以外の所得を申告した場合、通常その所得に対する所得割額も給与所得にかかる税額に合計しています。

特別徴収事務の取扱要領

1 市民税・県民税特別徴収税額の通知書の納税者への交付

特別徴収義務者への通知書と併せて納税者への通知書をお送りしましたので、その人員等を確認の上、速やかに各納税者に交付してください。

なお、既に退職等により、給与の支払を受けなくなった人については、その通知書と併せて綴込みの「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を当市へ提出してください。

（記入要領は、5ページ以降の「給与所得者の退職・転勤など異動が生じた場合の届出について」を御参照ください。）

2 月割額の徴収

「令和6年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に各納税者の月々の月割額を記載していますので、税額等を御確認の上、6月から翌年5月までの12回で毎月支払う給与からその月割額を徴収してください。

ただし、定額減税の対象となる納税者分は、特別控除後の税額を7月から翌年5月までの11回で徴収してください。

3 月割額の納入

各納税者から徴収した月割額の合計額を別冊の「納入書」により納入してください。納入書には当初の納入金額を記載してありますので、税額等に変更がなければ、そのままお納めください。退職・転勤などにより納入金額に変更がある場合は、次の事項に御留意の上、変更後の納入金額を記入し、お納めくださるようお願いいたします。

なお、特別徴収義務者の作成した納入書でも納入できます。この場合、当市の納入書は破棄してください。

(1) 納入金額に変更がある場合の記入方法

ア 納入書の「納入金額(1)」の欄を横線で抹消し、「納入金額(2)」の欄の「給与分」・「退職所得分」・「延滞金」・「督促手

数料」の該当項目及び「合計額」欄に、それぞれの金額を納入書裏面の記入例により記入してください。

イ 金額欄に¥マークは記入しないでください。

(2) 一括徴収した税額は、他の納税者の特別徴収税額と併せて「給与分」の金額欄に記入してください。

(3) 「退職所得分」の金額欄は、退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収税額を納入するときに記入していただく欄です。
(退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収については、15ページの「退職金を支払うとき」を御参照ください。)

(4) 納入書の末尾の2枚(予備)を除き、それぞれ月別の表示がしてありますので必ず該当月の用紙を使用してください。

なお、納税者が令和7年5月までに住所を三条市以外の市町村へ異動されましても、令和6年度の特別徴収税額は、引き続き当市へ納入してください。

(納入方法については、10ページ以降の「特別徴収納入書による納入のしかた」を御参照ください。)

4 異動の届出

納税者のうち、退職・転職などにより給与の支払を受けなくなった人が生じたときは、次の事項に御留意の上、翌月の10日までに綴込みの「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を当市へ提出してください。この場合、異動事由が発生した翌月以降の異動者の月割額を徴収し納入する義務はなくなります。

(記入要領は、5ページ以降の「給与所得者の退職・転職など異動が生じた場合の届出について」を御参照ください。)

(1) 6月1日から12月31日までの退職のときは、本人の希望に基づき、未徴収税額を一括して徴収してください。

(2) 1月1日から4月30日までの退職のときは、必ず未徴収税額を一括徴収してください。

(3) 死亡による退職のときは、相続人が納税義務を引き継ぎますので、未徴収税額は一括徴収しないでください。

(4) 転勤等により新しい勤務先でも引き続き特別徴収を希望するときは、届出書の上欄の事項を記入し、新しい勤務先へ回付してください。

5 納入期限

(1) 納入期限は、月割額を徴収した月の翌月10日(この日が日曜日又は祝日のときは翌日、土曜日のときは翌々日です。)

(2) 各月の納入期限は、納入書の「納期限」欄に記載してあります。

6 納期の特例

給与の支払を受けるものが常時10人未満である特別徴収義務者で、当市へ「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し承認を受けた場合は、次のとおり、特別徴収税額(退職手当等に係る所得割も含む。)を年2回に分けて納入することができます。承認を受けた場合は翌年度以降も特例の扱いとなりますので、毎年申請する必要はありません。

給与及び退職手当等の支払期間	納 期 限
6月から11月までの支払い分	12月10日
12月から翌年5月までの支払い分	翌年6月10日

※滞納があった場合は承認を取り消すことになります。

※上記納期限が日曜日又は祝日のときは翌日、土曜日のときは翌々日が納期限となります。

7 納期限までに納付されない場合

納期限までにこの税金が完納されないときは、その翌日から完納までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3%)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。

8 督促状・滞納処分

納期限までに完納されないと、納期限から20日以内に督促状を發します。督促状を受けますと、督促手数料が加算され、さらに督促状を發した日から10日を経過する日までに完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

9 納入場所

市民税・県民税の納入については、当要領裏面に記載の金融機関等でお納めください。

また、新潟県、長野県以外に所在するゆうちょ銀行又は郵便局へ納められる場合は、そのゆうちょ銀行又は郵便局を指定する必要がありますので、16ページの「**郵便局の指定について**」を御覧ください。

なお、このほか特別徴収義務者が郵便振替の加入者であるときは三条市公金口座（00680-4-960013）へ振替える簡易振替納付の方法もあります。

10 所在地・名称等の変更

事業所の所在地・名称等に変更がある場合は、18ページの「**特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書**」に記入の上、当市へ提出してください。

11 特別徴収への切替え

給与支払報告書の提出後に就職等により特別徴収へ切替えを希望される場合は、綴込みの「特別徴収への切替依頼書」を当市へ提出してください。

ただし、納期限を過ぎた普通徴収税額は切替えできません。

異動後の未徴収税額の徴収方法

1 普通徴収

普通徴収とは、納税者本人が年4期に分けて直接納付する方法です。なお、納期は次のようになります。

普通徴収の納期

第1期	6月16日から同月30日まで
第2期	8月16日から同月31日まで
第3期	10月16日から同月31日まで
第4期	翌年1月16日から同月31日まで

※上記納期限が日曜日又は祝日のときは翌日、土曜日のときは翌々日が納期限となります。

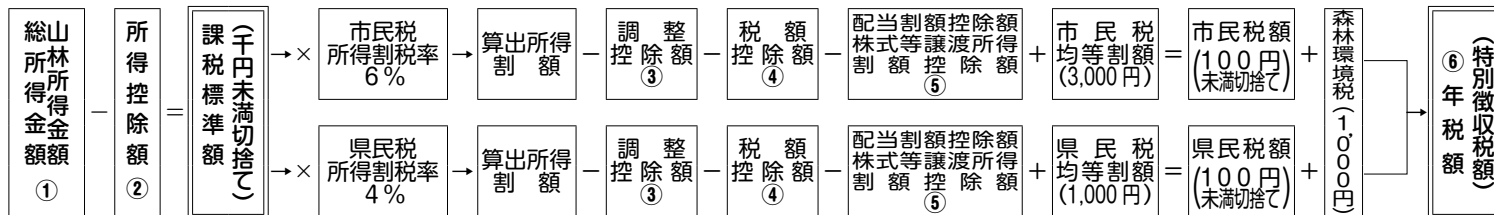
2 徴収方法

異動後の未徴収税額を一括徴収しなかった場合、納税者宛に納税通知書をお送りします。この通知書により、納税者本人が普通徴収の方法で残った税額を納付します。

なお、10月以降の異動については、納期が第4期の1回だけとなり納税者の負担が大きくなりますので、未徴収税額は一括徴収されるよう御協力をお願いいたします。

(注) 死亡による退職の場合の未徴収税額は、普通徴収となりますので一括徴収はしないでください。

市民税・県民税の計算方法



●課税されない人
令和6年1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人や令和5年中の所得が135万円以下で障害者・未成年・寡婦・ひとり親に該当する人など。
●譲渡所得などの分離課税の計算については税務課市民税係へお尋ねください。
●繰越損失の控除がある場合は、①は繰越損失控除後の所得金額となります。
●所得割額から控除しきれなかった⑤の金額は、均等割額に充当されます。
詳しくは税務課市民税係へお尋ねください。

②所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額																		
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)																		
社会保険料・小規模企業共済等掛金控除	前年中の支払金額																		
生命保険料控除	<table border="1"> <tr> <th>支払金額</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td>12,000円以下のとき</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下のとき</td><td>支払金額の1/2+6,000円</td></tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下のとき</td><td>支払金額の1/4+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,000円超のとき</td><td>28,000円</td></tr> <tr> <td>15,000円以下のとき</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下のとき</td><td>支払金額の1/2+7,500円</td></tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下のとき</td><td>支払金額の1/4+17,500円</td></tr> <tr> <td>70,000円超のとき</td><td>35,000円</td></tr> </table> 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料については、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	支払金額	控除額	12,000円以下のとき	全額	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	56,000円超のとき	28,000円	15,000円以下のとき	全額	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円	70,000円超のとき	35,000円
支払金額	控除額																		
12,000円以下のとき	全額																		
12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円																		
32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円																		
56,000円超のとき	28,000円																		
15,000円以下のとき	全額																		
15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円																		
40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円																		
70,000円超のとき	35,000円																		

地震保険料	<table border="1"> <tr> <th>支払金額</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td>50,000円以下のとき</td><td>支払金額の1/2</td></tr> <tr> <td>50,000円超のとき</td><td>25,000円</td></tr> </table>	支払金額	控除額	50,000円以下のとき	支払金額の1/2	50,000円超のとき	25,000円		
支払金額	控除額								
50,000円以下のとき	支払金額の1/2								
50,000円超のとき	25,000円								
旧長期契約	<table border="1"> <tr> <th>支払金額</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td>5,000円以下のとき</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下のとき</td><td>支払金額の1/2+2,500円</td></tr> <tr> <td>15,000円超のとき</td><td>10,000円</td></tr> </table>	支払金額	控除額	5,000円以下のとき	全額	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円	15,000円超のとき	10,000円
支払金額	控除額								
5,000円以下のとき	全額								
5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円								
15,000円超のとき	10,000円								

地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

障害者控除	26万円	特別障害者 30万円	同居特別障害者 53万円
寡婦控除	26万円		
ひとり親控除	30万円		
勤労学生控除	26万円		
扶養控除	一般 33万円	老人 38万円	
	特定 45万円	同居老親等 45万円	
基礎控除	2,400万円以下 43万円	2,450万円超2,500万円以下 15万円	
	2,400万円超2,450万円以下 29万円	2,500万円超 0円	
納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者	一般 33万円	22万円	11万円
控除	老人 38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額	
	48万円超100万円以下	33万円	22万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円
	133万円以下	3万円	2万円

③税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額
合計課税所得金額が200万円以下の者	基礎控除	5万円	一般	5万円
次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額	普通	1万円	扶養控除	特 定 18万円
①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額	障害者控除	特別 10万円	老人	10万円
②合計課税所得金額	同居特別	22万円	同居老親等	13万円
合計課税所得金額が200万円超の者	寡婦控除	1万円	控除の種類	金額
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額	ひとり親	父 1万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超1,000万円以下
①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額	控除	母 5万円	配偶者控除	一般 5万円 4万円 2万円
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	勤労学生控除	1万円	老人	10万円 6万円 3万円
			配偶者特別控除	48万円超50万円未満 5万円 4万円 2万円
				50万円以上55万円未満 3万円 2万円 1万円

④税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

④税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に右欄の割合を乗じた金額	市民税	県民税
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特別取得及び特別特別取得を含む。)又は特別特別特別取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」とし、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額	3/5	2/5
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)		
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)		

⑤配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

④税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの
- 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た金額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円を超え 330万円以下	79.79%
330万円を超え 695万円以下	69.58%
695万円を超え 900万円以下	66.517%
900万円を超え 1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

令和6年度 市民税・県民税の 定額減税について

定額減税対象者

令和6年度の市民税・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者

(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下の納税者。※子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける場合は、給与収入2,015万円以下となります。)

※ただし、以下に該当する方は対象外となります。

- ・市民税・県民税が非課税の方
- ・市民税・県民税均等割、森林環境税(国税)のみの課税者の方

定額減税額(特別控除額)

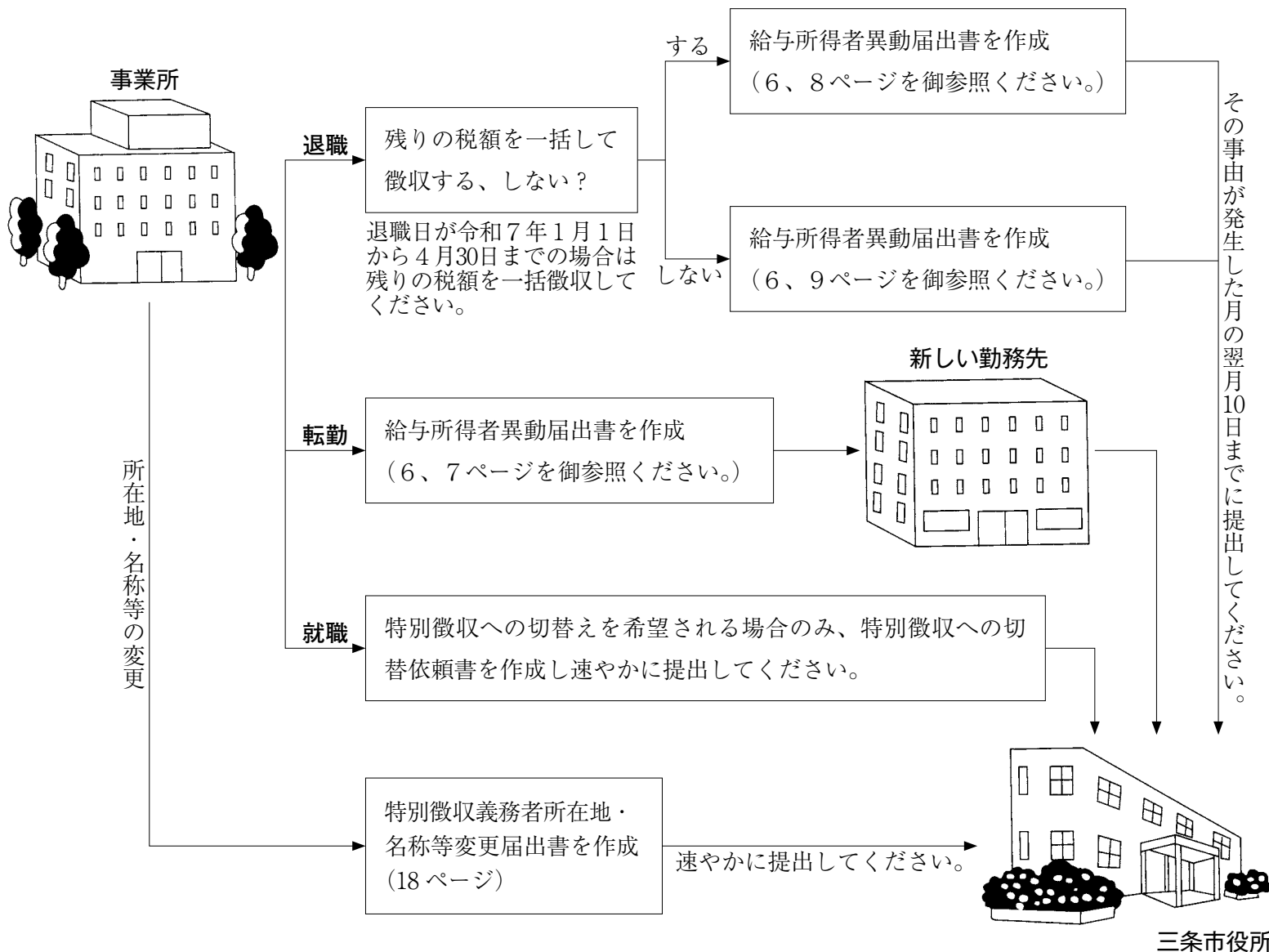
納税者本人の特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額が市民税・県民税の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。

1. 納税者本人…1万円
2. 控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く)…1人につき1万円

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合の配偶者(合計所得金額48万円以下)をいいます。)(国外居住者を除く)は、令和6年度定額減税対象者からは除かれます。

給与所得者の退職・転勤など異動が生じた場合の届出について

次の図を参考に届出書を提出してください。



給与所得者異動届出書の記入のしかた

21

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先と段の事項を記入し、新勤務先に
を済ませた上で、令和六年一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

令和年度特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

年度

1. 現年度2. 新年度3. 両年度

（宛先）三条市長

令和 年 月 日提出

給与支払者（特別徴収）

所在地

フリガナ

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

特別徴収義務者指定番号

宛名番号

担連当絡者先

所属氏名

電話

内線（ ）

フリガナ

氏名

生年月日

個人番号

受給者番号

1月1日現在の住所

異動後の住所

（ア）特別徴収税額（年税額）

（イ）徴収済額

（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）

異動年月日

異動の事由

異動後の未徴収税額の徴収方法

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号

所在地

フリガナ

氏名又は名称

新規

法人番号

担当者連絡先

所属氏名

電話

内線（ ）

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載）

右から番号を記入

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日

徴収予定額（上記（ウ）と同額）

月 日 円

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため（1月1日から4月30日までの間に退職した方については、本人から申出がない場合でも、一括徴収してください。）

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3. 死亡による退職であるため

死亡退職の場合は、納税相続人代表者を記入してください。

フリガナ

氏名

住所

電話番号

続柄

異動された納税者の
氏名を記入してくだ
さい。

退職等で、令和6年1月1日現在の住所に変更がある場合は新しい現住所を記入してください。

転勤・再就職等により
新しい勤務先で特
別徴収の継続を希
望する場合は、新
勤務先で、その所
在地・名称等と、左
の欄に月割額・徴
収を始める月を記
入してください。

税額通知書でお知らせした、指定番号、宛名番号を必ず記入してください。

① 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合は、枠内に「1」と記入するとともに「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記入してください。

②退職後、令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から徴収税額(う)を一括徴収する場合は、枠内に「2」と記入するとともに「2.一括徴収の場合」欄に必要事項を記入してください。

③①及び②に該当しない場合は、枠内に「3」と記入するとともに、その理由を下の「3. 普通徴収の場合」欄の中から選び、該当する番号を記入してください。

額を納めて分る
税入書の毎月の
した納入を記し
収分のさい。合
徴入るだくとこ
一括するといふ

「特別徴収義務者指定
番号」欄の「新場
規」を○で囲んだ場
合のみ記入してくだ
さい。

記入例①（転勤の場合）

令和 6 年度 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

※異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
特別徴収義務者 指 定 番 号		0020003011					
宛 名 番 号		9					
担 連 当 絡 者 先		所 属 氏 名		総 務 新潟太郎			
		電 話		0256-34-〇〇〇〇 内線（〇〇〇）			
（宛先）三条市長		所 在 地		〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号			
フリガナ		〇〇〇〇株式会社					
氏名又は名称		〇〇〇〇株式会社					
個人番号 又は法人番号		1234567890123					
給 与 所 得 者		フリガナ		サン ジョウ ハナ コ			
		氏 名		三 条 花 子			
		生年月日		S60 年 1 月 1 日			
		個人番号		123456789012			
		受給者番号					
		1月1日 現在の住所		三条市荒町2丁目1番3号			
		異動後の 住所		三条市元町13番1号			
		特別徴収税額 (年税額)		12,000 円			
		(イ) 徴収済額		6 月から 10 月から 9 月まで 5 月まで			
		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		8,000 円			
		異 動 年 月 日		R 6 年 9 月 23 日			
		異 動 の 事 由		2 1. 退職・長 2. 転任・少額・不定 3. 死亡・併・解 4. 死・合 5. 支・併 6. 少・併 7. 額・併 (事由・理由)			
		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		1 1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)			

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 1,000 円を 10 月分（翌月10日納入期限）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者 指 定 番 号		29903012	
所 在 地		〒955-0862 三条市南新保4番9号	
フリガナ			
氏名又は名称		△△△△株式会社	
法人番号		3210987654321	
担当者 連 絡 先		所 属 氏 名 旭 二 郎	
		電 話 0256-34-△△△△ 内線（△△△）	
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限）で 納入します。	
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日	
2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
		月 日 円	

3. 普通徴収の場合		死亡退職の 場合は、納 税相続人代 表者を記入 してください。	
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため (1月1日から4月30日までの間に退職した方については、本人から申出がない場合でも、一括徴収してください。)		フリガナ	
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため		氏 名	
3. 死亡による退職であるため		住 所	
		電話番号	

第十八号様式

上段を記入の上、
新しい勤務先へ回
付してください。

新しい勤務先で記
入の上、当市に提
出くださるよう連
絡してください。

注意
2 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に
回付願います。新勤務先では、中段（1.特別徴収継続の場合）の事項を記入し、また、徴収台帳への記載等必要な手続き
を済ませた上で、令和六年一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。

退職者の未徴収税額を最後の給与から一括して納入する場合は、この記入例のように記入した届出書を提出してください。

第十八号様式

一括徴収した税額を
納入する予定日を
記入してください。

記入例③（一括徴収しない場合）

未徴収税額を一括徴収しない場合には、この記入例のように記入した届出書を提出してください。

注意

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。

2 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、中段（1.特別徴収継続の場合）の事項を記入し、また、徴収台帳への記載等必要な手続きを済ませた上で、令和六年一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。

令和 6 年度 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
※異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号		0020003011			
（宛先）三条市長 令和 6 年 9 月 26 日提出										所 在 地 〒955-8686 三 条 市 旭 町 2 丁 目 3 番 1 号		宛 名 番 号		9	
												フリガナ			
（給与支払者） 〇〇〇〇株式会社										氏名又は名称		担 連 所 属		総 務	
												個人番号 又は法人番号		氏 名	
												電 話		0256-34-〇〇〇〇 内線（〇〇〇）	

給 与 所 得 者	フリガナ	サンジョウ ハナ コ										（ア） 特別徴収税額 （年税額）	（イ） 徴収済額	（ウ） 未徴収税額 （ア）－（イ）	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名	三 条 花 子															
	生年月日	S60 年 1 月 1 日															
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2															
	受給者番号																
	1月1日 現在の住所	三条市荒町2丁目1番3号															
異動後の 住所	三条市元町13番1号																
											6 月から 9 月まで	10 月から 5 月まで	R 6 年 9 月 26 日	1 1. 退職・長 2. 転勤・不 3. 死 亡 4. 支払少 5. 支 払 6. そ の 7. 事 由・理 8. 由	3 1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 （ 本 人 納 付 ）		

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。							
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒										新 規	法 人 番 号									
	所 在 地											担 当 者 連 絡 先	所 属									
	フリガナ												氏 名									
	氏名又は名称											電 話	内線（ ）				受給者番号					
												納入書の要否 （新規の場合のみ記載）					右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合										徴収予定月日		徴収予定額 （上記（ウ）と同額）		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。	
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため								月 日		円			

3. 普通徴収の場合										死亡退職の 場合は、納 税相続人代 表者を記入 してください。		フリガナ				続 柄
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため （1月1日から4月30日までの間に退職した方については、本人から申出がない場合でも、一括徴収してください。） 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため										氏 名				
												住 所				
												電話番号				

※未徴収税額については、市から本人へ納入書を送付します。特別徴収義務者（事業所）は、納入月額からその分の全額を減らして納入してください。納入書の記入例は 11 ページを御覧ください。

特別徴収納入書による納入のしかた

(当初の納入金額に変更がない場合)

新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 領収証書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
1 5 2 0 4 8	00680-4-960013	三条市会計管理者
令和 6年 6月分		20990111
納入金額(1)		606,500 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	退職所得分
延滞金	督促手数料	合計額
納期限 令和 6年 7月10日	(2)	
(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 又は 所在地 新潟県三条市旭町2丁目3番1号 氏名 又は 名称 ○○○○株式会社		
領収日付印		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)		

新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
1 5 2 0 4 8	00680-4-960013	三条市会計管理者
令和 6年 6月分		20990111
納入金額(1)		606,500 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	退職所得分
延滞金	督促手数料	合計額
納期限 令和 6年 7月10日	(2)	
※印は郵便局において使用する欄です。 (特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 又は 所在地 新潟県三条市旭町2丁目3番1号 氏名 又は 名称 ○○○○株式会社		
領収日付印		
上記のとおり納入します。(金融機関保管)		

新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
1 5 2 0 4 8	00680-4-960013	三条市会計管理者
31	210502002099011100105310089	
令和 6年 6月分	20990111	606,500 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	退職所得分
延滞金	督促手数料	合計額
納期限 令和 6年 7月10日	(2)	
取りまとめ店 長野貯金事務センター (〒380-8794) (特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 又は 所在地 新潟県三条市旭町2丁目3番1号 氏名 又は 名称 ○○○○株式会社		
領収日付印		
上記のとおり通知します。(受付店→㈱第四北越銀行三条支店(取りまとめ店)→三条市 (三条市保管)		

◎当市が印字した金額でそのまま納入する場合は、何も記入しないで納入してください。

記入例①（特別徴収税額の納入額に変更が生じた場合）

※退職者についての届出を提出された場合や、納税義務者の方に税額の修正があった場合など、特別徴収税額の納入金額に変更が生じた場合は、このように記入して納入してください。

新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 領収証書 ㊤			新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入書 ㊤			新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
152048	00680-4-960013	三条市会計管理者	152048	00680-4-960013	三条市会計管理者	152048	00680-4-960013	三条市会計管理者
令和 6年10月分		20990111	令和 6年10月分		20990111	令和 6年10月分		20990111
		納入金額(1)			納入金額(1)			納入金額(1)
		606,500 円			606,500 円			606,500 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)
退職			退職			退職		
所得分			所得分			所得分		
延滞金			延滞金			延滞金		
督促手数料			督促手数料			督促手数料		
(2) 合計額			(2) 合計額			(2) 合計額		
		241400			241400			241400
納期限 令和 6年 11月11日			納期限 令和 6年 11月11日			納期限 令和 6年 11月11日		
(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 所在地 3番1号			(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 所在地 3番1号			(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 所在地 3番1号		
氏名 又は 名称 ○○○○株式会社			氏名 又は 名称 ○○○○株式会社			氏名 又は 名称 ○○○○株式会社		
領収日付印			領収日付印			領収日付印		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関保管)			上記のとおり通知します。(受付店→㈱第四北越銀行三条支店(取りまとめ店)→三条市 (三条市保管))		

◎納入金額（１）を二重線で抹消（訂正印不要）してください。

◎納入金額（２）欄の「給与分」と「合計額」に納入する金額を記入してください。

※納入額が変更になる場合、税額の変更通知書は送付しますが新しい納入書は送付しませんので、修正してお使いください。

記入例②（予備の納入書を使用する場合）

※納入額が印字されていない納入書を使用するときは、このように記入して納入してください。

新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 領収証書 ㊤			新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入書 ㊤			新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
152048	00680-4-960013	三条市会計管理者	152048	00680-4-960013	三条市会計管理者	152048	00680-4-960013	三条市会計管理者
令和6年10月分		20990111	令和6年10月分		20990111	31 210502002099011100105310089		31 210502002099011100105310089
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入金額(1) 円	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入金額(1) 円	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入金額(1) 円
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	241400	納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	241400	納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	241400
退職所得分	退職所得分		退職所得分	退職所得分		退職所得分	退職所得分	
延滞金	延滞金		延滞金	延滞金		延滞金	延滞金	
督促手数料	督促手数料		督促手数料	督促手数料		督促手数料	督促手数料	
合計額	合計額	241400	合計額	合計額	241400	合計額	合計額	241400
(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 又は 所在地 新潟県三条市旭町2丁目3番1号 氏名 又は 名称 ○○○○株式会社			(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 又は 所在地 新潟県三条市旭町2丁目3番1号 氏名 又は 名称 ○○○○株式会社			(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 又は 所在地 新潟県三条市旭町2丁目3番1号 氏名 又は 名称 ○○○○株式会社		
領収日付印			領収日付印			領収日付印		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関保管)			上記のとおり通知します。(受付店→㈱第四北越銀行三条支店(取りまとめ店)→三条市(三条市保管))		

◎納入する年月分を記入してください。

◎納入金額（2）欄の「給与分」と「合計額」に納入する金額を記入してください。

記入例③（退職所得分を合算して納入する場合）

新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 領収証書 ㊤			新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入書 ㊤			新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
152048	00680-4-960013	三条市会計管理者	152048	00680-4-960013	三条市会計管理者	152048	00680-4-960013	三条市会計管理者
令和 6年10月分		20990111	令和 6年10月分		20990111	令和 6年10月分		20990111
		納入金額(1)			納入金額(1)			納入金額(1)
		241,400			241,400			241,400
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)
		退職所得分			退職所得分			退職所得分
		延滞金			延滞金			延滞金
納期限 令和 6年 11月11日		督促手数料	納期限 令和 6年 11月11日		督促手数料	納期限 令和 6年 11月11日		督促手数料
		(2) 合計額			(2) 合計額			(2) 合計額
		367,400			367,400			367,400
(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 所在地 3番1号 氏名 〇〇〇〇株式会社			(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 所在地 3番1号 氏名 〇〇〇〇株式会社			(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 所在地 3番1号 氏名 〇〇〇〇株式会社		
上記のとおり領収しました。			上記のとおり納入します。			上記のとおり通知します。(受付店→㈱第四北越銀行三条支店(取りまとめ店)→三条市(三条市保管))		
(納入者保管)			(金融機関保管)			納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。(特)		

◎納入金額（１）を二重線で抹消（訂正印不要）してください。

◎納入金額（２）欄の「給与分」・「退職所得分」と「合計額」に納入する金額を記入してください。

※退職所得分を納入する場合は、必ず裏面も記入してください。

記入例③－２ 納入書裏面

(退職所得に係る市民税・県民税納入申告書の記入例)

提出日を記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称を記入してください。

退職金受給者の氏名、住所を記入してください。

勤続年数を記入してください。なお、1年未満は切り上げます。

市民税額を記入してください。

県民税額を記入してください。

納入する年月分を記入してください。

納税者数を記入してください。

退職所得に係る納税者について退職手当等の支払金額の合計額を記入してください。

市民税額の合計額を記入してください。

県民税額の合計額を記入してください。

次に該当する場合に○で囲んでください。
追…追加支給された場合
分…分割支給された場合
合…2箇所より支給額を合算した場合

退職金手当等の支払金額を記入してください。

退職所得に係る 市民税 県民税 納入申告書																					
(宛先) 三条市長										(受付印)											
令和 6 年 11 月 11 日提出																					
令和 6 年 10 月分										人員 1 人											
退職手当等支払金額										十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
												1	5	0	0	0	0	0	0		
特別徴収税額	市民税														8	4	0	0	0		
	県民税														5	6	0	0	0		
特 別 徴 収 者	住所(居所)又は所在地									955-8686 三条市旭町2丁目3番1号											
	氏名又は名称									〇〇〇〇株式会社											
	法人番号又は個人番号									1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																					

◎退職金支払明細

退職した年の1月1日の住所		三条市旭町2丁目1番3号										追 分 合
氏 名		三条花子										
勤続年数		26年		退職金額		15,000,000円						
特別徴収税額		市民税		84,000円		県民税		56,000円				追 分 合
退職した年の1月1日の住所												
氏 名												
勤続年数		年		退職金額		円						
特別徴収税額		市民税				県民税		円				

退職金を支払うとき

退職所得（退職手当等）に係る市民税・県民税については、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払いの際に特別徴収していただくことになっています。

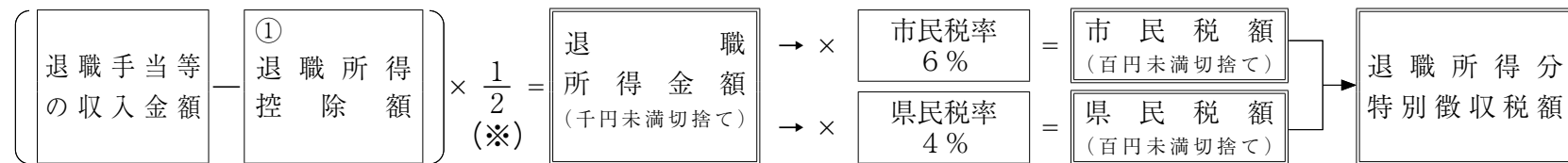
1 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、三条市内に居住している人です。

ただし、次の人は課税されません。

- (1) 支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 死亡退職された人（死亡により支払われる退職手当等は相続税の対象となります。）

2 税額の計算



①退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たない時は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

- 在職中に障害者となったことにより退職した場合は、上記により計算した控除額に100万円を加算します。
- 勤続年数を計算する場合に1年未満の端数があるときは、これを1年とします。

※ 勤続年数が5年以下の法人役員等については、2分の1課税の適用はありません。

この場合の法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員及び地方議会議員、国家公務員及び地方公務員です。

※ 勤続年数5年以下で、かつ、役員等でない者に対して、令和4年1月1日以降に支払われる退職金（以下「短期退職手当等」という）について、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分について2分の1課税の適用はありません。

3 納入手続き

退職手当等が支払われる際、所得税と同様に市民税・県民税を徴収し、翌月10日までに給与分特別徴収税額と併せて納入してください。

なお、納入書の作成に当たっては、必ず「退職所得分」の金額欄に納入金額を記入するほか、裏面の納入申告書にも所要事項を記入してください。

（記入方法については14ページを御参照ください。）

郵便局の指定について

市民税・県民税特別徴収税額納入に当たり、新潟県、長野県以外に所在するゆうちょ銀行又は郵便局を利用される場合は、そのゆうちょ銀行又は郵便局を当市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しなければなりませんので、17 ページの「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行又は郵便局名等を御記入の上、切り取って事前にそのゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。「郵便局指定通知書の提出について」は御記入の上、三条市に提出してください。

また、前年度利用されたゆうちょ銀行又は郵便局は本年も引き続き利用できますので「指定通知書」等を提出する必要はありません。

なお、念のため下記にも御記入の上、保管してください。

(特別徴収義務者の控)

貴社の納入指定郵便局	
所在地	
名 称	
郵便局	

〈三条市提出用〉

令和 年 月 日

(宛先) 三条市長

特別徴収義務者指定番号

特別徴収義務者
名 称

所 在 地

郵便局指定通知書の提出について

次の郵便局を、貴市、市民税・県民税特別徴収税額
の納入取扱局として指定通知書を提出しましたので
通知します。

記

名 称	(株)ゆうちょ銀行	本・支店 支 店	出張所
-----	-----------	-------------	-----

所在地

〈ゆうちょ銀行又は郵便局提出用〉

令和 年 月 日

(株)ゆうちょ銀行	本・支店長 支 店	出張所長
-----------	--------------	------

三条市長



指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき貴局
を当市の市民税・県民税特別徴収税額払込取扱局に
指定いたしましたので通知します。

記

1. 承認番号 郵1第1116号
2. 口座番号 00680-4-960013
3. 加入者の名称 三条市会計管理者
4. 取りまとめ局 長野貯金事務センター

特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

◎ 変更があった場合は、速やかに提出してください。

		特別徴収義務者 指 定 番 号			
令和 年 月 日 (宛先) 三 条 市 長	給 与 所 得 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	連絡者の		係
		名 称	係・氏名		氏
		代表者の 職氏名印	並 び に		名
		法人番号	電話番号		電 () 話 内線

※ 変更箇所のみ記入してください。

	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電 話 番 号	() ー	() ー
フリガナ		
関係書類 送 付 先 所在地以外を希望 される場合に記入 してください。		
備 考		変更年月日 年 月 日

- ◎ 所在地・方書・名称には、誤読をさけるため必ずフリガナをふってください。
- ◎ 代表者のみの変更の場合は提出する必要はありません。
- ◎ 個人事業主の場合は法人番号を記入する必要はありません。

特別徴収への切替依頼書

令和 年 月 日 (宛先) 三条市長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒	特別徴収義務者指定番号						
		フリガナ		連絡先						
		氏 名								
		代表者の 職 氏 名								
				個人番号又は法人番号	 					
					係					
					氏 名					
					電話番号	() -				

特別徴収を開始することができる月を記入してください。
 税額についての通知書は、この届出を受けけた翌月の15日頃に発送します。
 なお、事前に税額をお伝えすることは出来ません。

◎次の者について 月分 から特別徴収を希望します。

特別徴収に切替える者の住所・氏名・生年月日		普通徴収納税通知書番号	三条市で使用するので記入しないでください。			
住 所			宛 名 番 号		入 力	
フリガナ		普 通 徴 収 税 額	口 座 情 報	個人納付・口座振替	振替停止依頼	
氏 名		円	特別徴収税額		停 止 期 間	開始 月 日 終了 月 日
生年月日		円	月 分			
大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日	(第 期分まで)	月分以降				

特別徴収に切替える者の住所・氏名・生年月日		普通徴収納税通知書番号	三条市で使用するので記入しないでください。			
住 所			宛 名 番 号		入 力	
フリガナ		普 通 徴 収 税 額	口 座 情 報	個人納付・口座振替	振替停止依頼	
氏 名		円	特別徴収税額		停 止 期 間	開始 月 日 終了 月 日
生年月日		円	月 分			
大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日	(第 期分まで)	月分以降				

特別徴収に切替える者の住所・氏名・生年月日		普通徴収納税通知書番号	三条市で使用するので記入しないでください。			
住 所			宛 名 番 号		入 力	
フリガナ		普 通 徴 収 税 額	口 座 情 報	個人納付・口座振替	振替停止依頼	
氏 名		円	特別徴収税額		停 止 期 間	開始 月 日 終了 月 日
生年月日		円	月 分			
大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日	(第 期分まで)	月分以降				

- ・ 納期限を過ぎた普通徴収税額は切替えできません。
- ・ 普通徴収税額を口座振替されている方は、普通徴収税額の納期限の15日前までに提出がないと切替えできません。

令和7年度分 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

※ 入 力	※ 備 考

この届出書は、令和7年度分給与支払報告書を提出した後、特別徴収予定者としていた方が4月1日までに退職等により給与の支払を受けなくなった場合に記入して、4月10日までに提出してください。(特別徴収税額の通知後は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を使用してください。)

(※の欄は、記入不要です。)

令和 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号														
(宛先) 三条市長		氏 名 又は 名 称											連 絡 者	係													
														氏 名													
			個人番号 又は 法人番号												電 話 番 号												
給 与 の 支 払 い を 受 け て い た 方												給与の支払 を受けなく な っ た 日	給 与 の 支 払 を 受けなくなった理由 (○で囲んでください。)	新勤続先 (転勤の場合のみ記入してください。)													
氏名 (ふりがな)・令和7年1月1日現在の住所						生年月日・個人番号								新勤務先の所在地及び名称							法人番号及び事業所指定番号						
(ふりがな) 氏名						大・昭・平・令 年 月 日						月 日	1 退 職 2 転 勤 3 休 職 4 死 亡 5 会 社 解 散 6 住 所 誤 報 7 少 額 給 与 8 支 払 不 定 期 9 事 業 専 従 者	所在地													
住所														名称													
(ふりがな) 氏名						大・昭・平・令 年 月 日						月 日	1 退 職 2 転 勤 3 休 職 4 死 亡 5 会 社 解 散 6 住 所 誤 報 7 少 額 給 与 8 支 払 不 定 期 9 事 業 専 従 者	所在地													
住所														名称													
(ふりがな) 氏名						大・昭・平・令 年 月 日						月 日	1 退 職 2 転 勤 3 休 職 4 死 亡 5 会 社 解 散 6 住 所 誤 報 7 少 額 給 与 8 支 払 不 定 期 9 事 業 専 従 者	所在地													
住所														名称													
(ふりがな) 氏名						大・昭・平・令 年 月 日						月 日	1 退 職 2 転 勤 3 休 職 4 死 亡 5 会 社 解 散 6 住 所 誤 報 7 少 額 給 与 8 支 払 不 定 期 9 事 業 専 従 者	所在地													
住所														名称													

**給与支払報告
特別徴収** に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、令和6年度分 市・県民税の特別徴収をしている方に退職や転勤などの異動が生じた場合に記入し、翌月10日までに提出してください。

なお、給与支払報告書（個人別明細書）を提出された方で、特別徴収税額がない方についても、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には提出をしてください。

※ この届出に伴う通知は、当月末日までに異動届出書を受理した場合は翌月15日頃に発送となり、翌月10日までに受理した場合は翌々月15日頃の発送となります。

※ 用紙がなくなりましたら複写して御使用ください。また、三条市ホームページからもダウンロードできます。

※ 6ページから9ページの記入例を参考に御記入ください。

令和 年度 給特 与別 支徴 払報 告収 に係る給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

令和 年度

給 与 支 払 報 告 書

特 別 徴 収 に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

※異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

年 度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

(宛先) 三条市長		(給与支払者) (特別徴収義務者)	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
			フリガナ												宛 名 番 号					
令和 年 月 日 提出		(給与支払者)	氏名又は名称												担 連 当 絡 者 先	所 属				
			個人番号 又は法人番号													氏 名				
																	電 話		内線 ()	
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名																			
	生年月日		年 月 日																	
	個人番号																			
	受給者番号																			
	1月1日現在の住所																			
異動後の住所				円		円		円		日										

右から
番号を
記入

1. 退職
2. 転居
3. 死亡
4. 支払
5. 合算
6. 事由
7. 理由

右から
番号を
記入

1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収
(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合																		新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規		法 人 番 号																担 当 者 連 絡 先	所 属		
	所 在 地	〒												氏 名									
	フリガナ														受給者番号								
氏名又は名称													電 話	内線 ()		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要					

2.一括徴収の場合				
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円
左記の一括徴収した税額は、 右から番号を記入 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。				

3. 普通徴収の場合		死亡退職の場合は、納税相続人代表者を記入してください。	フリガナ		続柄	
理由	右から番号を記入		氏名			
			住所			
			電話番号			

注意

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額のお知らせに記載された宛名番号を記入してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に、新勤務先にて上段の事項を記入し、また、徴収台帳への記載等必要な手続きを済ませた上で、令和六年一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

◎納入場所

第四北越銀行本店及び各支店
三条信用金庫本店及び各支店
新潟県信用組合本店及び各支店
えちご中越農業協同組合各支店
三条市役所栄庁舎
ゆうちょ銀行又は郵便局^(注)

大光銀行本店及び各支店
はばたき信用組合本店及び各支店
新潟県労働金庫本店及び各支店
三条市役所
三条市役所下田庁舎

^(注)新潟県、長野県内以外のゆうちょ銀行又は郵便局を利用される場合は、本書の中にある指定通知書を利用されるゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。